

# 山口県報

令和 3 年  
12 月 17 日  
(金曜日)

## 目次

- 規則 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....一
- 告示 保安林の指定(美祢市)(森林整備課).....二
- 道路の区域の変更(道路整備課).....二
- 道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 公告 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....三
- 選管告示 直接請求に必要な有権者の数.....三



製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第九十四号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことがあるかどうか並びに取消処分を受けたことがあるときは、その年月日及び理由	取消処分を受けたことがあるかどうか。年月日	取消処分を受けた理由	／ある。2月 日
--	-----------------------	------------	----------

製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことあるかどうか並びに取消処分を受けたことあるときは、その年月日及び理由	取消処分を受けたことがあるかどうか。年月日	取消処分を受けた理由	／ある。2月 日
旧姓又は通称の有無	／有(旧姓又は通称名: )	2 無	

「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

「注 「取消処分を受けたことがあるかどうか。」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式五号様式中

変更年月日	年月日	年月日
-------	-----	-----

変更年月日	年月日	年月日
旧姓又は通称名併記の希望の有無	／有(旧姓又は通称名: )	2 無

「はり付け欄」や「貼付け欄」に於て「変更事項」欄や「変更事項」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄に於て、別記様式六号様式中

再交付を受けようとする理由	／汚損紛失	2
---------------	-------	---

再交付を受けようとする理由	／汚損紛失	2
旧姓又は通称名併記の希望の有無	／有(旧姓又は通称名: )	2 無

「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、同様式の注中「「再交付を受けようとする理由」欄」を「「再交付を受けようとする理由」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和三年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字榎ノ木田一〇七三、字河原上二二〇九八から二二一〇〇まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十二月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 美東秋芳西寺線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
	新	旧			
美祢市秋芳町別府字瀬戸三三三三三の三 地先から 同市秋芳町別府字五反田四三六一地 先まで	最狭 四一・五	最狭 三七・五	三八二・五	三八二・五	道路改良工事及び橋りょう整備工事の完了による。

山口県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 美東秋芳西寺線	美祢市秋芳町別府字瀬戸三三三三三の三 地先から 同市秋芳町別府字五反田四三六一地先 まで	令和三年十二月十八日



(二六〇) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営野道地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和三年三月二十五日



山口県選挙管理委員会告示第九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和三年十二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、八一一

県議会の議員の解職の請求	県議会の解散の請求	県の事務の執行に関する監査の請求
地方自治法第八十条第一項	地方自治法第七十六条第一項	地方自治法第七十五条第一項
上関町選挙区 周防大田布選挙区 山陽小野田選挙区 山形市選挙区 美祿市選挙区 柳井市選挙区 光市選挙区 岩国市選挙区 下松市選挙区 萩市阿武町選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 下関市選挙区	地方自治法第八十一条第一項	二四二、五六七
二四二、五六七	一三八四 一七九七 一六六四 一五七六 一四八四 一三八四 一四八五 一三九四 一三二二 一三二四 一三〇四 一四〇〇 一四八二	二四二、五六七

令和三年十二月十七日  
印刷  
令和三年十二月十七日  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁